

用語の解説（調査票 A 関係）

1. 個人属性に関する事項

1 年齢

平成 13 年 10 月 19 日現在における満年齢である。

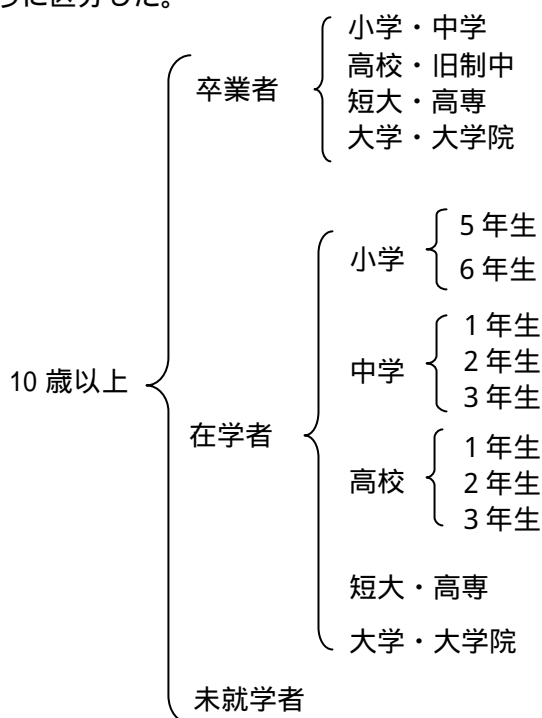
2 配偶関係

配偶関係は、届出の有無に関係なく、実際の状態により、次のように区分した。

- ・未婚……まだ結婚したことのない人。
- ・有配偶……現在、妻又は夫のある人（内縁関係にある人を含む。）。
- ・死別・離別……妻又は夫と死別又は離別して、現在独身でいる人。

3 教育

平成 13 年 10 月 20 日現在の状態に基づき、次のように区分した。



ここで学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学などの学校をいう。予備校、洋裁教室、料理学校、会話学校や職員・社員の研修所、講習所、訓練所などは含まない。

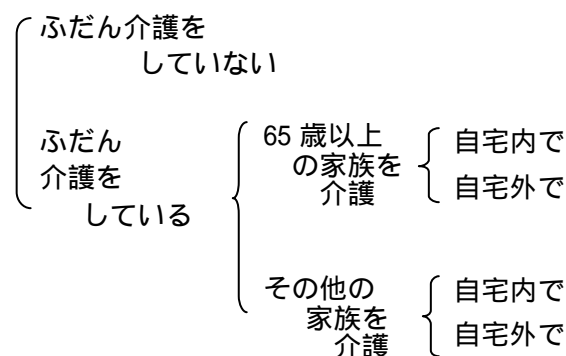
各種学校、専修学校については、中学校卒業を入学資格とする修業年限 3 年以上の課程のものは「高校・旧制中」とし、高等学校卒業を入学資格とする修業年限 2 年以上のものは「短大・高専」とした。

なお、学年については、生年月日によって区分した。

4 介護の状況

この調査では、ふだん家族の介護をしているか否か、している場合には誰をどこで介護しているかによ

て、次のように区分した。



ここで介護とは、日常生活における入浴・衣服の着脱・トイレ・移動・食事等の動作に、何らかの手助けをすることをいう。

介護には、介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含む。

なお、一時的な病気等で寝ている人に対する介護の場合は、「ふだん介護をしている」から除いている。

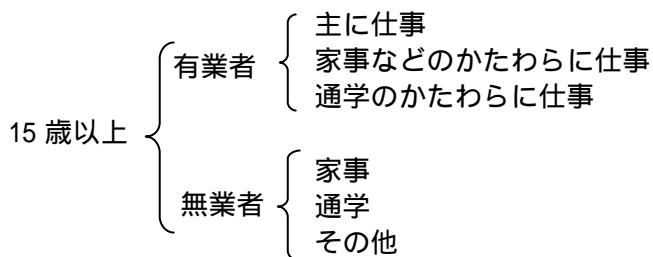
5 子の居住地

60 歳以上の人について、最も近くに住んでいる子供（子の配偶者を含む。）の居住地を次のように区分した。

- ・一緒に住んでいる
- ・同じ敷地内に住んでいる
- ・近くに住んでいる（徒歩で 5 分程度）
- ・同一市（区）町村内に住んでいる
- ・その他の地域に住んでいる

6 ふだんの就業状態

15 歳以上の人について、ふだん仕事をしているか否かによって、次のように区分した。



・有業者……ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。

なお、家族従業者は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者とした。

・無業者……有業者以外の人。

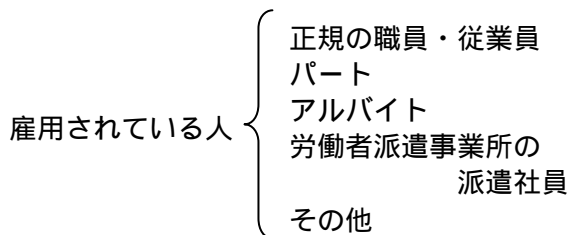
7 従業上の地位

有業者を従業上の地位により、次のように区分した。

- ・雇用されている人.....会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人。住み込みの家事手伝いや臨時雇などを含む。
- ・会社などの役員.....会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事や公社・公団の総裁・理事・監事などの役員。
- ・雇人のある業主.....個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人。
- ・雇人のない業主.....個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者などで、本人又は家族とだけで事業を営んでいる人。
- ・家族従業者.....農業や個人商店などで、農作業や店の仕事などを手伝っている家族。
- ・家庭内の賃仕事.....家庭内で賃仕事（内職）をしている人。

8 雇用形態

雇用されている人について、勤め先での呼称により、次のように区分した。



9 従業者規模

勤め先の企業あるいは自分で経営している企業の規模を、本社、支社、本店、支店、工場、営業所、出張所などを含めた企業全体の従業者数（パートなどを含む。）によって区分した。

ただし、国又は地方公共団体に雇われている人は、「官公庁」とした。

10 職業

従事した仕事の種類を、国勢調査の職業分類に基づいて分類した。

11 週間就業時間

就業規則などで定められている就業時間ではなく、ふだんの1週間の実労働時間数（30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げ）による。

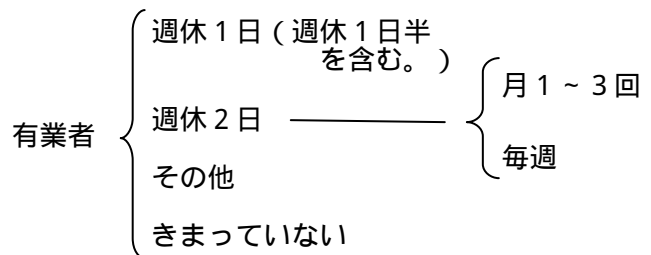
なお、ふだん残業や副業をしている場合には、その時間を含む。

12 ふだんの片道の通勤時間

自宅を出てから勤め先に着くまでのふだんの通勤所要時間をいう。徒歩や乗り換え、待ち合わせの時間を含む。

13 週休制度

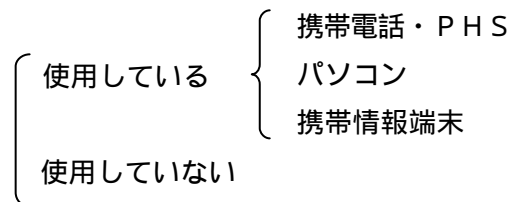
就業規則などで定められている週休制度により、次のように区分した。



- ・週休1日半.....日曜日が休日、土曜日が半日勤務などの場合。
- ・その他.....月に1回でも週休3日以上がある場合や月単位の休日制の場合。
- ・きまっていない.....行商、農家などで休日が決まっていない場合。

14 情報通信関連機器の使用の状況

使用しているか否か、使用している場合には使用しているものの種類によって、次のように区分した。



「使用している」には、本人が所有している場合のほか、世帯で共有しているものや学校・職場が所有しているものを時間や用途を問わず使用している場合も含む。なお、学校や職場のみで使用している場合は除いた。

「携帯情報端末」とは、スケジュール、住所録、メモなどの個人の情報を管理する電子秘書機能と、携帯電話やPHSなどを通じて電子メールやインターネット、社内LANへのリモートアクセス機能を持つ、手帳サイズからノート程度の大きさのものをいう。

2. 世帯属性に関する事項

15 世帯

住居と生計を共にしている人の集まりをいう。

一人で1戸を構えて暮らしている人や、間借り、寮・寄宿舍・下宿屋などに居住する単身者はその一人一人を一つの世帯とした。

16 世帯の家族類型

世帯をその構成により，次のように区分した。

- ・夫婦のみの世帯
- ・夫婦と子供の世帯
- ・夫婦と両親の世帯
 - ・夫婦と夫の両親の世帯
 - ・夫婦と妻の両親の世帯
- ・夫婦とひとり親の世帯
 - ・夫婦と夫のひとり親の世帯
 - ・夫婦と夫の男親の世帯
 - ・夫婦と夫の女親の世帯
 - ・夫婦と妻のひとり親の世帯
 - ・夫婦と妻の男親の世帯
 - ・夫婦と妻の女親の世帯
- ・夫婦，子供と両親の世帯
 - ・夫婦，子供と夫の両親の世帯
 - ・夫婦，子供と妻の両親の世帯
- ・夫婦，子供とひとり親の世帯
 - ・夫婦，子供と夫のひとり親の世帯
 - ・夫婦，子供と夫の男親の世帯
 - ・夫婦，子供と夫の女親の世帯
 - ・夫婦，子供と妻のひとり親の世帯
 - ・夫婦，子供と妻の男親の世帯
 - ・夫婦，子供と妻の女親の世帯
- ・高齢者夫婦世帯……夫婦のみの世帯のうち，夫が65歳以上，妻が60歳以上の世帯。
- ・母子世帯……有配偶でない母と20歳未満の子供から成る世帯。
- ・父子世帯……有配偶でない父と20歳未満の子供から成る世帯。
- ・単身世帯……一人の世帯。

なお，この「世帯の家族類型」での夫婦とは，世帯内で最も若い世代の夫婦のことをいう。世帯内に2組以上の夫婦がいる場合の夫・妻とは，この夫婦に該当するものをいい，親，子供（未婚の子に限る。）とは，この夫婦からみた続き柄としての親又は子供をいう。

17 単身世帯の区分

単身世帯を，次のとおり区分した。

- ・単身赴任……配偶者又は扶養親族のある給与所得者で，会社などの命令により生活の本拠としていた住居を離れ，一人で3か月以上（その見込みを含む。）生活している場合。
- ・その他

18 共働きか否かの別

夫婦のいる世帯を，夫と妻のふだんの就業状態により，次のように区分した。

- ・夫が有業で妻も有業（共働き）
- ・夫が有業で妻が無業
- ・夫が無業で妻が有業
- ・夫が無業で妻も無業

19 住居の種類

各世帯の住居を，その所有関係により，次のように区分した。

- ・持ち家……その世帯が所有している住宅。登記がまだ済んでいない場合や，分割払いで支払いが完了していない場合を含む。
- ・民営の賃貸住宅
- ・公団・公営等の賃貸住宅
- ・給与住宅……社宅，公務員住宅など，勤め先の会社・官公庁・雇主などが所有又は管理している住宅に住んでいる場合。
なお，会社・雇主などが借りている一般の住宅に住んでいる場合を含む。
- ・住宅に間借り・寄宿舍・その他
住宅に間借り……他の世帯が住んでいる住宅（持ち家・借家・給与住宅）の一部の部屋を借りて住んでいる場合。
なお，その借りている部分が次の～のすべてに当てはまる場合は，「住宅に間借り」ではなく「民営の賃貸住宅」とした。
他の居住部分と完全に仕切られており，専用の居室がある。
専用の出入口がある（共用の廊下など通って出入りできる場合を含む）。
専用の流しと便所がある（共用でも，他の世帯の居住部分を通らずに，いつでも使える場合を含む）。

20 居室数

居室とは，居間，寝室，客間など居住用の室をいう。玄関，台所，便所，浴室などは除く。

なお，ダイニングキッチン（食事室兼台所）は，流しや調理台以外の部分が3畳相当以上ある場合，居室とした。

21 自家用車の有無

「自家用車あり」とは，所有権の有無に関係なく，世帯員が常時使用できる自家用車がある場合をいう。ただし，業務用のみに使用している車は除く。

22 世帯の年間収入

世帯の年間収入とは，すべての世帯員の過去1年間（平成12年10月20日～13年10月19日）の収入（税込み額）の合計をいう。世帯の主な働き手の収入に限らない。

自営業の場合は，売上高から必要経費を差し引いた営業利益をいう。

収入は，仕事からの収入だけでなく，年金・恩給などの給付金，配当金，仕送り金などを含む。ただし，財産の売却，預貯金の引き出しによる収入及び相続，贈与，退職金など経常的でない収入は除く。

なお，この1年の間に新たに仕事に就いた人の場合は，その仕事に就いた時から現在までの収入を基

に、1年間働いたとした場合の収入額の見積りによる。

23 介護支援の利用の状況

別居の親族からの手助けや介護サービス(訪問介護、日帰り介護)などをいう。

介護には、介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含む。

3. 1日の生活時間に関する事項 (生活時間編)

1日の行動を20種類に分類し、時間帯(15分単位)別の行動状況(同時に2種類以上の行動をした場合は、主なもの一つ)を調査した。

24 行動の種類

20種類の行動は大きく3区分にまとめられ、睡眠、食事など生理的に必要な活動を「1次活動」、仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動を「2次活動」、これら以外の各人が自由に使える時間における活動を「3次活動」とした。

20種類の行動とその3区分は、次のとおりである。

- | | | |
|------|---|--|
| 1次活動 | { | 睡眠
身の回りの用事
食事 |
| 2次活動 | { | 通勤・通学
仕事(収入を伴う仕事)
学業(学生が学校の授業やそれに
関連して行う学習活動)
家事
介護・看護
育児
買い物 |
| 3次活動 | { | 移動(通勤・通学を除く)
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌
休養・くつろぎ
学習・研究(学業以外)
趣味・娯楽
スポーツ
ボランティア活動・社会参加活動
交際・付き合い
受診・療養
その他 |

25 その日の行動の種類

生活時間の調査日の状況を、次の区分で調査した。

- ・旅行(1泊2日以上)
- ・行楽(半日以上の日帰り)
- ・行事又は冠婚葬祭(半日以上の参加)
- ・出張・研修等
- ・療養
- ・休みの日(休暇、休日等)
- ・その他の日(ふだんの日)

26 一緒にいた人

1日の行動に関し、時間帯(15分単位)別に一緒にいた人を、次の区分で調査した。

ここで「一緒にいた」とは、普通に会話ができる程度の距離にいる場合をいう。ただし、近くに知っている人が誰もいない場合や睡眠中は「一人で」としている。

- ・一人で
- ・家族
- ・学校・職場の人
- ・その他の人

27 平均時間

行動の種類別平均時間は、一人1日当たりの平均行動時間数で、総平均と行動者平均、曜日別平均と週全体平均とがある。

- ・総平均.....該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均。
- ・行動者平均.....該当する種類の行動をした人(以下「行動者」という。)のみについての平均。
- ・曜日別平均.....調査の曜日ごとに平均値を算出したもの。「平日」(月～金曜日の平均値)、「月曜日」～「日曜日」がある。
- ・週全体平均.....次の式により曜日別結果を加重平均したもの。
(平日平均×5 + 土曜日平均 + 日曜日平均) ÷ 7

28 行動者数

調査日に当該行動をした人の数。

29 行動者率

$$\frac{\text{行動者数}}{\text{属性別の人口}} \times 100 \quad (\%)$$

4. 1年間の生活行動に関する事項 (生活行動編)

1年間(平成12年10月20日～13年10月19日)における生活行動のうち、「インターネットの利用」、「学習・研究」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」、「ボランティア活動」及び「旅行・行楽」について、それぞれの種類別に活動を行ったか否か、行った場合には、活動頻度や目的、共にした人などを調査した。

30 インターネットの利用

仕事、学業、自由時間等の中で行うインターネットの利用について、次の区分で調査した。

利用の形態

- ・情報交換...メール、チャット、インターネット電話等
- ・情報発信...ホームページの開設、更新等
- ・情報収集...ホームページの閲覧、データの入手等
- ・その他...クイズや懸賞の応募、アンケート回答、占い等

商品やサービスの予約、購入、支払い等の利用

- ...ショッピング、バンキング、チケット予約、株取引等

31 学習・研究

個人の自由時間の中で行う学習や研究で、仕事に役立てるため、転職・就職のため、技術・資格取得のため、あるいは知識・教養を高めるためなどの目的で行うものをいう。

社会人が仕事として行うものや、学生が学業として行うものは除く。

(1) 学習・研究の種類

- ・英語
- ・英語以外の外国語
- ・パソコン等の情報処理
- ・商業実務・ビジネス関係
- ・介護関係
- ・家政・家事(料理・裁縫・家庭経営等)
- ・人文・社会・自然科学(歴史・経済・数学・生物等)
- ・芸術・文化
- ・その他

(2) 学習・研究の目的

学習・研究の目的について、次のように区分した。

- ・仕事に就くため
- ・現在の仕事で必要なため
- ・自分の教養を高めるため
- ・その他

32 スポーツ

余暇活動として行うスポーツをいう。学生が体育の授業で行うものや職業スポーツ選手が仕事として行うものは含まない。

次の16種類について調査した。

- ・野球...キャッチボール、バッティングセンターでのバッティングを含む。
- ・ソフトボール
- ・バレーボール...コートを使わない場合を含む。
- ・サッカー
- ・卓球
- ・テニス...コートを使わない場合(壁打ち等)を含む。
- ・バドミントン
- ・ゴルフ...ゴルフ練習場での練習を含む。
- ・ゲートボール
- ・ボウリング
- ・つり
- ・水泳...海水浴などで、全く泳がなかった場合は除く。
- ・スキー・スノーボード
- ・ジョギング・マラソン
- ・運動としての散歩・軽い体操...本人が運動として意識して行っている場合。
- ・その他

33 趣味・娯楽

個人の自由時間の中で行うものをいい、次の20種類について調査した。

- ・スポーツ観覧(テレビ等は除く)
- ・美術鑑賞(テレビ等は除く)
- ・演芸・演劇・舞踊鑑賞(テレビ等は除く)
- ・映画鑑賞(テレビ・ビデオ等は除く)
- ・音楽会等によるクラシック音楽鑑賞
- ・音楽会等によるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞
- ・楽器の演奏
- ・邦楽(日本古来の音楽)
- ・華道
- ・茶道
- ・和裁・洋裁
- ・編み物・手芸
- ・趣味としての料理・菓子作り
- ・園芸・庭いじり・ガーデニング
- ・日曜大工
- ・趣味としての読書
- ・パチンコ
- ・テレビゲーム(家庭で行うもの。携帯用を含む)
- ・カラオケ
- ・その他

34 ボランティア活動

報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動をいう。

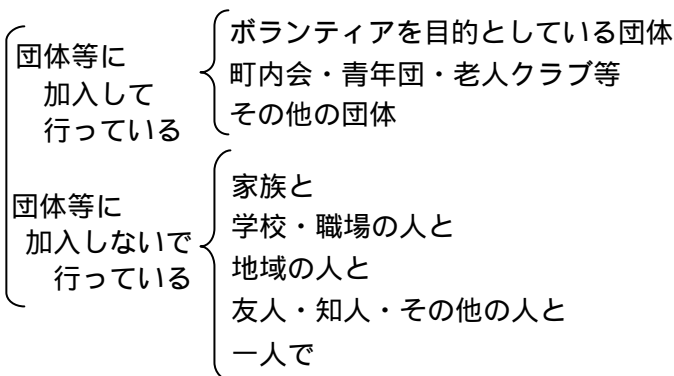
なお、活動のための交通費など実費程度の金額の支払いを受けても報酬とみなさないで、その活動はボランティア活動に含めている。一方、ボランティア団体が開催する催し物への単なる参加はボランティア活動に含めていない。

(1) ボランティア活動の種類

- ・健康や医療サービスに関係した活動
- ・高齢者を対象とした活動
- ・障害者を対象とした活動
- ・子供を対象とした活動
- ・スポーツ・文化・芸術に関係した活動
- ・まちづくりのための活動
- ・安全な生活のための活動
- ・自然や環境を守るための活動
- ・災害に関係した活動
- ・その他

(2) ボランティア活動の形態

ボランティア活動について、その活動形態により、次のように区分した。



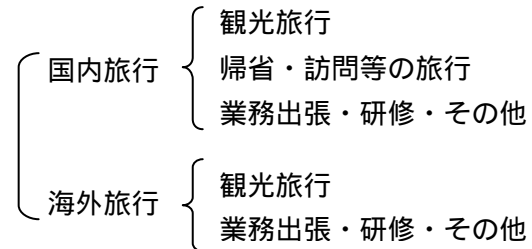
- ・ボランティアを目的としている団体
.....日赤奉仕団（自治会、町内会と一体の機能を持っている場合を除く。）、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、青年会議所など。
- ・町内会・青年団・老人クラブ等.....地域社会とつながりの強い団体で、ボランティアを主たる目的としない団体。自治会、婦人会などを含む。
- ・その他の団体.....ボランティアを主たる目的としないその他の団体（PTAなど）。
- ・団体等に加入しないで行っている
.....国・地方公共団体から委嘱されている民生委員、児童委員、保護司、行政相談委員などや、全国社会福祉協議会などから委嘱されている福祉委員、高齢者訪問員、給食サービス、高齢者福祉電話・ベルの受け手の活動など。

35 旅行・行楽

旅行とは、1泊2日以上にわたって行うすべての旅行をいい、行楽とは、日常生活圏を離れて半日以上かけて行うもので、宿泊を伴わないものをいう。

日帰りや夜行日帰りの場合は行楽としている。

旅行については、国内・海外及び旅行目的を基に、次の5種類に分類している。なお、旅行目的が重複する場合は、主な目的により分類した。



36 頻度

該当する活動を過去1年間にどの程度行ったかを、「旅行・行楽」については回数で、その他の活動については、次のように区分して調査した。

- ・年に1～4日
- ・年に5～9日
- ・年に10～19日（月に1日）
- ・年に20～39日（月に2～3日）
- ・年に40～99日（週に1日）
- ・年に100～199日（週に2～3日）
- ・年に200日以上（週に4日以上）

37 共にした人

該当する活動を誰と共にしたかについて、次のように区分して調査した。

- ・家族と.....同居していない場合を含む。
- ・学校・職場の人と.....現在在学中の学校の友人（各種学校や専修学校の場合を含む。）や現在働いている職場の同僚など。
- ・地域の人と.....隣近所や同じ町内の人など。
- ・友人・知人・その他の人と.....現在の職場・学校・地域以外の友人・知人や家族でも知人でもない人、例えば、面識のない不特定の人など。
- ・一人で

38 行動者数

過去1年間に該当する種類の活動を行った人の数。

39 行動者率

$$\frac{\text{行動者数}}{\text{属性別の人口}} \times 100 (\%)$$

40 平均行動日数

活動頻度別の行動者数に基づき、過去1年間の平均行動日数を次の式により算出した。

$$\frac{(\text{頻度階級の中央値} \times \text{頻度階級の行動者数})}{\text{頻度階級の行動者数}}$$

なお、「年に200日以上(週に4日以上)」については、中央値を282.5日としている。